

平成29年度 全国高等学校総合体育大会  
第67回全国高等学校スケート競技・フィギュアスケート競技  
医療救護要項

1 目的

この医療救護要項は、平成29年度全国高等学校総合体育大会・第67回全国高等学校スピードスケート競技・フィギュアスケート競技選手権大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道関係者等の輸送について、基本的事項を定めるものとする。

2 方針

平成29年度全国高等学校総合体育大会・第67回全国高等学校スピードスケート競技・フィギュアスケート競技選手権大会山梨県実行委員会（以下実行委員会という）は、医療機関、医師会、保健所、消防署等と相互に連絡調整を行い、関係機関の協力を得て業務を行い、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 救護所の設置

- (1) 大会期間中、競技開始から終了時まで各会場に救護所を設置する。
- (2) 救護所では応急処置を行い、必要に応じて「受診依頼書」を発行し医療機関に移送する。
- (3) 緊急を要する場合は、救急車を要請し医療機関に移送する。

4 救護所以外における医療

- (1) 競技会場における練習等の場合  
救護所が開設されていない時間帯に負傷、発病した場合は、競技会場の係員等に申し出て処置を受ける。
- (2) 宿舎で発病した場合  
監督・引率責任者若しくは関係者（以下「関係者」という。）が、宿舎に申し出るとともに医療機関等へ連絡し必ず関係者が付き添い受診する。
- (3) 救急車の要請  
4の(1)、(2)において、重傷（重病）と思われる場合は、関係者が直接「119」番で救急車を要請する。なお、後刻、傷病の状況を実行委員会事務局に連絡する。

5 医療機関での受診方法

各種健康保険の被保険者等の資格証「健康保険証」を提示して受診する。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター加入者は「医療等の状況」の用紙を持参する。

6 医療費等の負担

- (1) 医療機関等での診療に要する費用は、すべて受診者の負担とする。また、「健康保険証」の提示がない場合は全額自己負担となるので注意すること。
- (2) 医療機関を受診する際にかかった交通費は、受診者が負担する。
- (3) 大会参加者は、大会期間中を通してできるだけ各種傷害保険に加入しておくことが望ましい。

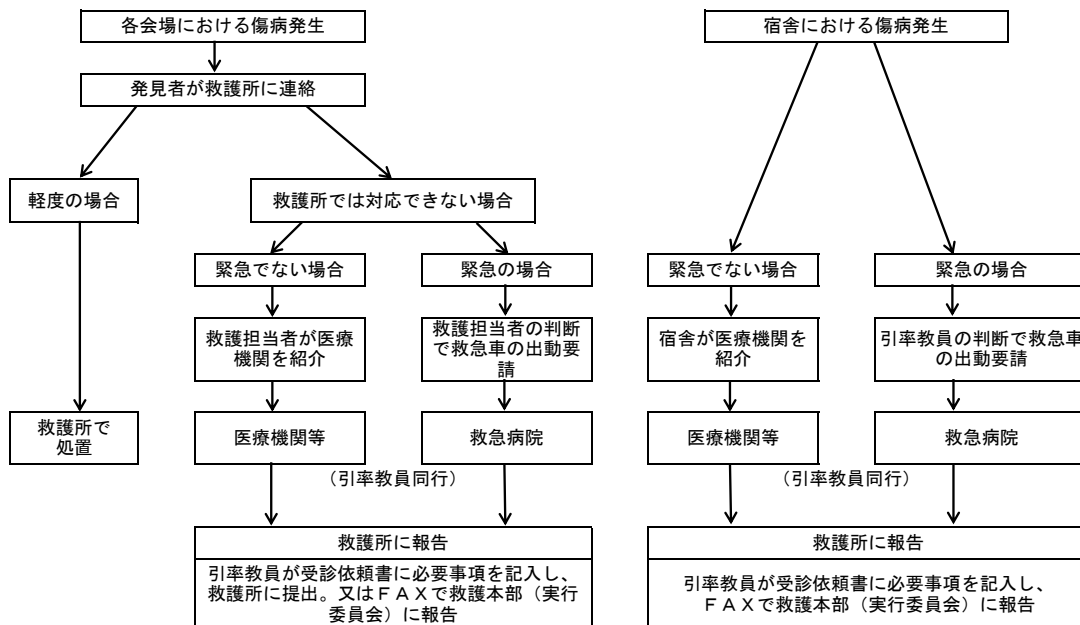
7 参加生徒等の健康状況把握について

引率者は、引率するすべての参加生徒の健康状況を把握しておき、救護所や医療機関で医師等に正確に伝えられるようにしておくこと。  
（特にアレルギー、心臓疾患、その他既往症の有無等）

8 医療機関の案内

- (1) 消防署経由  
①大会関係者で診療が必要になった場合は、宿泊施設のフロントで最寄りの医療機関を確認してください。  
やまなし医療ネット  
休日診療の医療機関、救急病院、薬局対応の検索サービスをインターネットで検索できます。  
携帯・スマートデバイス  
<https://www.yamanashi-iryo.net/>

9 医療救護体制



※ 救護所に備え付けてある書類

- 1 受診依頼書
- 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター提出用
  - (1) 医療の状況等 ①病院用（入院用・入院外用） ②整骨院用 ③調剤用
  - (2) 災害報告書

その他

- 10 大会期間中に起きた傷病については、「（公財）全国高等学校体育連盟傷病見舞金規定」及び「傷病見舞金審査基準に関する申し合わせ事項」を参考にすること。